

# フクビとハム熊兄弟の組織ぐるみ？

# で暮引ききか?

二部上場のフクビ化学工業子会社、八木熊の元大阪営業所所長の架空取引事件で大阪府警が詐欺の疑いで荻野俊之（45）容疑者を逮捕した。八木熊の発行した手形二通、額面七百八十万円を仕入れ先で割引、換金、搾取した疑い。荻野容疑者も認めている。

六月十七日の取締役会において、「元大阪営業所長の行方は依然として不明」とは虚偽の報告であることが判明。

熊本社に向かい、会社の同僚、約二十数名の前で謝罪後、八木社長、フクビ五十嵐室長、小田監査役と会つてゐる。八木社長よりホテル代を受け取り、福井市のホテルエースインに宿泊。

四月二十一日は八木社長がホテルに迎えに来て、今

# 「荻野失踪中」と 虚偽の記者会見！

木社長と直接電話で話をしている。翌二十日、八木

何故松島所長当時の架空売上が実在していた時期に大阪営業所長の器でない人を抜擢し、わずか10ヶ月で告発、逮捕に至ったのか。何故記者会見で荻野氏行方不明と発表したのか。何故不正売上を会計監査などにより早期に防げなかつたのか。何故上場会社である八木熊が5年間にわたり120億円もの架空売上があり、8億円もの損害金を出しながら、八木信一郎社長と松島博元常務は株主に対する管理者責任を取らないのか。

# 「本人行方不明」と虚偽会見!

## 元所長逮捕

までの内容説明を受け、本社に出勤。翌二十二日、朝九時から夜八時半まで出勤。午前中の記者会見で「荻野氏失踪中」と発表したが、荻野氏は本社に出勤していた。記者会見はまさに虚偽の報告発表である。

さらに、六月十日に八木熊、酒井甫常務が荻野氏本人に渡した三十万円の領収書も確認されている。六月二十八日午後六時過ぎ、荻野氏は八木社長より「大阪府警が告訴を受理した」と携帯電話で知らされ、翌二十九日八木熊に呼び出され、大阪から福井に正午着。

しかし、午前中の記者会見でも再び「荻野氏失踪中」と発表されたが、午後九時まで八木熊により、翌三十一日相手先の島田商会と直接話しあせていている。

昨年十一月、小誌が八木熊本社に記者会見時に荻野

氏は会社にいたのではない  
かとたたずと、取締役本部  
長酒井甫氏と社長室室長吉  
川昇氏の両名が「弁護士と  
方不明」という偽りの記者会  
見となつた」と答えた。

弁護士は会社を守るのが  
仕事だが、警察がそんなこ  
とを言うわけがない。まさ  
に、「会社責任回避の体質」。  
今回の事件は一社員に罪を  
押し付けるために当初より  
計画したのでは。

荻野氏は逮捕されるまで  
八木熊のGPS機能付き、  
居場所の特定できる専用の  
電話を持たされ料金は八木  
一社員の不正だけで起こ  
りうるのだろうか。上場企  
業の八木熊が五年間にもわ  
たり見ぬけないはずがない。  
そんな管理体制の甘さは許  
されるものではない。

## 架空取引の全貌を語る！

五月下旬から八月上旬、百

荻野元大阪営業所長に取材。

—荻野俊之さんですか

「はい。そうです」

—出身地は

「私は、旧清水町清水山出

身で、現住所は大阪の尼崎  
市塚口町。現在、四十五  
歳。卒業後の職歴は  
昭和五十五年、科学技術  
高校卒業後、酒井紡織工業

熊の支払いとなつておらず、  
荻野氏本人は逃げ隠れする  
ことなく常に連絡可能で、  
会社からのメールも多数届  
き返答している。

今回の架空取引事件につ  
いて八木熊の対応や言い分  
には、首をかしげたくなる  
点が多い。複数の商社を巻  
き込み、巨額の架空取引を  
繰り返した原因が「一社員  
の不正」としている。

すべて個人の犯行と厚顔！  
株主への経営者責任取らず

昭和六十年、フクビプロー  
成型工業に入社。昭和六十年

三年大阪営業所勤務、平成  
三年(株)八木熊がフクビプロ

一成型を吸収合併し、八木  
熊大阪営業所勤務となる。  
係長を経て、課長を四年経  
験し、平成十七年五月営業  
所長に就任。今年四月、徵  
戒解雇となつた。

一公金横領額約二億円と置くが、何に使つたのか

捻出のため借りた消費者金融への返済と利息支払いの繰り返しに約三千万円位」一榎空売上をしたきつかけ

「平成十四年金型代のクレ

万円の損害金処理のため

一架空売上の責任は何故か  
なた一人にあるのか

私、荻野をトカゲの尻尾切り同然に、会社の安泰のために全責任を負わされていたつもりである。平成七年五月より大坂営業所長

としての責任は取るが、平成十三年より十七年まで所

長であつた八木熊常務である松島氏の責任が問われないのは納得できない」

「退職金はない。失業保険は退職三ヶ月後に届出を受理され、十月より受け取り

ました。また、八木熊荻野個人の持株代金、四百二十

給料分、解雇手当一ヶ月分

で約百三十万円、合計五百五十万円は強制的に徴収さ

「労働に対する給料と個人の株式を差し押さえられ、家族の生活と生きていくための生活圈を奪われ途方に暮れた」がのうえ。

一働いた給料を全額差し引き没収できるのか？八木

き没収できるのか？八木  
熊に對し他に不満はあるか

「給料の没収は、労働基準法に違反するのではない

か？ 上司である松島常務に何事も報告し、分析についての指導も受け、接待の

仕方も教わり、手取り三十  
五万の給料では重荷で、借  
金に借金を重ねてていること

も知っていたはず。その時は夢中で、今思えば上司の

管理、監督責任を問う、会社の会計監査を十分行い、社内の内部告発の制度が確立していれば早期に解決でき、現在の状況には至っていないだろう。優しさもほしかつた。今では故郷にも帰れず、妻と子供、親戚にも絶縁され、見捨てられ途方に暮れ、何度も死を決意したが、このままで自分の弁解はなく、損害金も明確になるまで会社と取引先の責任追求も惜しまないつもりだ。私の言い分を事実の通りすべて資料等を提出してお話しする。私の不正の責任は深く反省し、罪を受ける覚悟はできている。愛社精神のもとで、私はドロドロになるまで頑張ったつもり。八木熊幹部社員と取引先企業の責任も追及して真実のまま、何事にもお答えする。」